

規 格 書

令 和 7 年 度
東京管区気象台

1 件名

東京管区気象台 バッテリーの購入 (G S ユアサ)

2 品名及び数量

別紙のとおり

3 納入期限

令和8年3月31日 (火)

4 納入場所

別紙のとおり

受渡し方法は軒先渡しとすること。

5 検査

- (1) 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- (2) 受注者は、検査職員の職務の遂行に協力すること。

6 指示事項

- (1) 各種関係法令の規制を受けるものについては、その規則に従うこと。
- (2) 指定した規格を製造中止等で購入できない場合は、検査職員に報告し、その指示によること。
- (3) 商品は、段ボール等で個包装された状態で納品すること。

7 保証

本品の納入後、1年以内に製品に不具合が発見された場合は、受注者の責任において速やかに無償にて修理、又は新品と交換すること。但し、天災地変による場合はこの限りでない。

品名	メーカー	型番	数量	納入先
バッテリー	G S ユアサ	SNS - 300	6個	長野地方気象台
バッテリー	G S ユアサ	MSE - 500	6個	前橋地方気象台
バッテリー	G S ユアサ	NP2. 3-12	1個	新潟航空気象観測所

納入先の住所及び連絡先は以下のとおり

- 〒380-0801 長野県長野市箱清水 1-8-18
長野地方気象台 (電話番号: 026-232-2738)
- 〒371-0026 群馬県前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 11階
前橋地方気象台 (電話番号: 027-896-1190)
- 〒950-0001 新潟県新潟市東区松浜町 2350-4
新潟航空気象観測所 (電話番号: 025-278-3914)

契約書（案）

案件名称	東京管区気象台 バッテリーの購入 (G Sユアサ)
案件内容・仕様	規格書のとおり
契約金額 (税込み)	金 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 円)
納入期限	令和 08 年 03 月 31 日
契約期間	令和 08 年 00 月 00 日 ~ 令和 08 年 03 月 31 日
納入場所・履行場所	規格書のとおり
契約保証金	免除
備考	

【電子契約の場合】

本契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

【紙契約の場合】

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇八年〇〇月〇〇日

発注者 支出負担行為担当官
東京管区気象台長
水野 孝則

受注者 ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○
○○○○○○ ○○ ○○

(契約の内容)

第1条 購入物品の規格は規格書のとおりとする。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議のうえ変更することが出来る。

第2条 規格書に明記しない事項であっても、納入上必要を欠くことができないものが生じたときは、発注者の指示に従い契約金額内において実施すること。

第3条 契約金額は変更することができない。ただし、経済界の急激な変動その他やむを得ないときは、発注者と受注者とが協議のうえ変更することが出来る。もし、協議が成立しないときは発注者の意志に従うものとする。

(納入期限及び延滞料)

第4条 購入物品の納入は、期限内に履行しなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ないときは、発注者、受注者協議のうえ、延期することができる。この場合、受注者は購入物品の納入の遅延が予想されたときは、すみやかに発注者に協議を求めるべきである。

第5条 前条の履行完了日は、第9条の検査を完了した日とする。

第6条 受注者が発注者の認める正当な理由なくして納入を遅らせたときは、発注者は納入期限の翌日から起算して納入完了当日まで、契約金額に対し年3%の割合で延滞料を徴収する。

(履行費用等)

第7条 契約の履行に要する一切の費用は、発注者が負担する特約をした場合を除き、すべて受注者の負担とする。

第8条 物品の性質上、必要な容器及び外包は発注者の所得とする。

(検査)

第9条 発注者は、契約の履行について検査を行わなければならない。

第10条 発注者は、受注者から履行完了の届け出を受けた日から10日以内に検査を完了しなければならない。

第11条 前条の検査には、受注者も立ち会わなければならない。

第12条 第9条に規定する検査に、発注者が通知したにもかかわらず、受注者が立ち会わないときは、発注者は単独に検査を実施し、その結果を受注者に通知するものとする。

2 前項の場合には、発注者の検査結果に対して、受注者は不服を述べることができない。

第13条 検査前の納入物品の亡失き損は、受注者の責任とする。ただし、発注者の検査が所定期日以上に遅延したことにより生じたものについては、発注者がその責めを負う。

第14条 検査の結果、物品納入の全部若しくは一部に不合格品を生じたときは、発注者は受注者に対し、すみやかに不合格品を引き取らせ、代品（補修可能の場合は補修によるものを含む。次項において同じ。）の履行期限を定め通告しなければならない。

2 前項により通告した期限（以下「通告期限」という）に遅れたものに対する延滞料については、第6条の規定を準用する。この場合の期間の計算は、通告期限の翌日から起算して代品納入の当日までとする。ただし、発注者において、受注者が故意に不合格品を納入したと認めたときは、頭書記載の履行期限の翌日から起算する。

(代金支払方法及び遅延利息)

第15条 受注者は、第9条の検査に合格したときは、適法な手続きに従って代金の請求をすることができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

第16条 発注者の責に帰すべき理由により、前条第2項の規定による代金の支払が遅れた場合においては、受注者は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5%の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任)

第17条 受注者は、発注者に納入した購入物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替品の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又これに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(保証)

第18条 納品完了後、明らかに納入上に起因する故障または不具合が生じた場合は、受注者の責任において、直ちに修復すること。

(危険負担)

第19条 物品の検査以前に生じた物品の亡失、変形、消耗、破損等による損失は全て受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は過失による場合はこの限りではない。

(発注者の任意解除権)

第20条 発注者は、目的物の納品が完了するまでの間は、次条又は第22条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 契約締結に際し、受注者に不正があったとき。
- 二 受注者の責めに帰する事由により、発注者において契約完了の見通しがたないと認めたとき。
- 三 受注者若しくはその代理人又は使用人に不正があり、あるいは発注者の指示に従わないと。
- 四 受注者が第9条に定める発注者の検査を拒否し、あるいは執行を妨げ、又は不正が発見されたとき。
- 五 不合格品に対し代品の納入を命じ、再び不合格品を納入したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 22 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- 二 この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 受注者が解約を申し出たとき。
- 八 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(受注者の解除権)

第 23 条 発注者の都合により、契約の解除を必要とするときは、受注者は、発注者に対し契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 契約の解除を申し込む場合は、文書をもってしなければならない。

(違約金)

第 24 条 発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が第 22 条第一号から第七号までの規定に該当するときは、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。ただし、同条第六号による受注者の解約の申し出が、発注者の責めに帰する事由による場合はこの限りでない。

(損害賠償)

第 25 条 受注者は、この契約が第 22 条第六号（発注者の責めに帰する事由による場合に限る。）又は第 23 条第 1 項により契約が解除された場合で、受注者に損害が生じたときは、発注者に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 前項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内の日に文書により行われなければならない。

3 第 1 項に規定する損害賠償の額は、発注者、受注者協議して定める。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 26 条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額。次項において同じ。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 6 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）

二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行なわれたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者に対して行なわれていないときは、各名宛に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次項において同じ）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の 10 分の 1 に相当する額のほか、契約額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前項第 1 号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第 7 条の 3 第 2 項又は第 3 項の規定の適用があるとき。

二 前項第 2 号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 受注者が前 2 項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 % の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わな

ければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第27条 契約書において書面により行われなければならないこととされている催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(その他)

第28条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行について疑義を生じた場合は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

第29条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。